立正大学同窓会専門委員会取扱要領

立正大学同窓会各種委員会運営細則第1条の規定に基づき、立正大学同窓会専門委員会(以下、「専門委員会」という)の設置および運営に関する事項は、この取扱要領により定める。

(組 織)

- 第1条 専門委員会は、設置された専門委員会ごとに以下の通り組織する。
 - (1) 専門委員(以下、「委員」という) 7名以内で組織する。
 - (2) 委員長・副委員長および事務局長は、委員の互選により選任する。
 - (3) 委員長は、専門委員会を統括する。
 - (4) 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、職務を代理する。
 - (5) 事務局長は、委員会の事務を処理するとともに、記録等を管理する。

(選出)

- 第2条 委員の選出については下記の通りとする。
 - (1) 専門委員会が求める知識、能力、職務経歴等を有する者 6名以内。
 - (2) 本部理事 2名以内。
 - (3) 選出については、理事会に諮り、会長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は1期3年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(審 議)

第4条 専門委員会は、設置の際に定める目的に従い、対応すべき専門的な事項を審議し、理事 会に上程する。

(理事会・代議員会への出席)

第5条 委員長及び理事会が必要と認める委員は、理事会及び代議員会に出席することができる。 ただし、議決に加わることはできない。

(雑 則)

第6条 会議等への出席に係る交通費については、立正大学同窓会本部旅費交通費取扱要領に準じて、委員に支給する。

(改 廃)

第7条 この要領の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の 決議により決定する。

附 則 1 この要領は平成31年4月1日から施行する。